

講演 インボイスと電帳法
(第57回東北学院大学経営研究所研究会)

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-07-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 工藤, 俊悦 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000305

講演

インボイスと電帳法

工藤俊悦

税理士法人日創パートナーズ代表取締役・代表社員・税理士・行政書士

工藤俊悦と申します。よろしくお願ひします。きょうは1時間半です。インボイスと、それから電帳法を説明してほしいというふうに先生からお題をいただいて、レジュメを切ってきたんですけど。いつもだとインボイス1時間半ぐらい、もしくは電帳法1時間半ぐらいみたいな形でお話しさせていただくことが多くて、二つを1時間半でやるとなると、かなりかいつまんでお話ししないとできないかなと思って、レジュメは結構スカスカにしてきたつもりです。ただ、とはいっても53ページになっちゃってはいるので、全部はできないとは思っているので、どこかちょっと端折りながら少し説明させていただければなと思います。

一番端折ろうかなと思ってるのは、参考っていうところです。実務的なところは、きょうどういふ方が来られるんだろうと思ひながら来たんですが、実務に携わる人がいるのであれば、この実務的な部分は必要のかなとは思ひたんですけども。というか普段はそういう実務に携わる人ばかりなので実務的なところを細かくやることが多いんですが、きょうはどちらかというところ、インボイスとは何ぞやというところをあらためてお話しをさせていただきつつ、また、電子帳簿保存法についても、何ぞやというのを少しお話しさせていただきつつやりたいとは思ひますので、よろしくお願ひします。

インボイスは、ご存じのとおり消費税法という法律の中に取り決められたお話になっています。なので、インボイスっていうお話をさせていただくときに、まず消費税って何ぞやっていうところをお話しをさせていただかなきゃならないなと思って、消費税を知ろうというふうに振ってきました。一般のお話になってくるんですが、「消費税って何ですか」って聞くと、皆さんこのような、10パーセント、払ってるだとか、国の税金、間接税ですよとか、あと、店で品物を買うと強制的に払うものですよみたいな形。あとは、ちょっと分かってる人は、社会保障に当たるんですね、みたいな話になるんですけども。

消費税とはっていう定義でお話をさせていただくと、エンドユーザーが商品やサービスを消費したことに払う税金っていうのが消費税になります。じゃあ消費とは何かというお話になるんですけども、消費とは文字通り、使った時点ですよ、消費なので。当然、食べ物であれば食べた時点とか、それから、商品とかを開封した時点だったりとか。あとは、サービスなんかの役務の提供を受けたってなんていうのも消費なんていう話になります。

消費した時点で、食べた時点で、使った時点で消費税を徴収できればいいんですが、国的にはそういうのは難しいです。なので、事業者が販売した時点だったりとか、サービスを提供した時

点で、売上金と一緒に預かって、その税金を後で回収すると。間接税という形でやろうというのが、税務署的には、国的には簡単でしょうと。

ここでよく言われるのが、預り金っていう話なんです、消費税っていうのは。ただ、法的には預り金なんていうのは書いてないです。これは後で説明しますが、売り上げと一緒に預かってというふうな形になるので、よく事業者さんとかでは、消費税の納め漏れが預り金なんだから、ちゃんと納めなさいよみたいなことと言われるんですけど、果たして本当にそんなこと預り金なんですかねっていうのは、ちょっと問題があるのかなとは思いますが。

あとは、消費税っていうのが平成に入ってから法律なので、結構スカスカなんです、法律的には。なので、たくさん問題点があります。問題点なのか何なのかは、ちょっと置いといてですけど、問題があるとされています。

その代表的な問題の中で、インボイスに関わる問題として二つほど挙げてます。一つは、消費者が誰か特定できますかというお話です。それから、さっきも言ったように預かった消費税です。預かるものかどうかあれですけども、事業者の申告作業が大変です。預かるという話であれば、それを一個一個どうするかっていう問題が出てくるということです。事務が繁雑になるよなんていう問題点もあります。

法律的な位置付けなんですけども、消費税の勉強をすると必ず出てくるのが、納税の判断です。国内において、事業者が事業として対価を得て行われた資産の譲渡・貸付け・並びに役務の提供に対して消費税を課するというふうになっています。課するなので、当然ですけど事業者に消費税を課するんです。預かるではないんです。事業者が納めるんです。

どういうものに対して納めるかっていうと、これを四つに分解できるような形になるんですけども、4要件って呼んでるんですが、まず、国内で行われる取引であること。それから、事業者が行う取引であること。それから、資産の譲渡・貸付け・並びに役務の提供によるものであること。そして、対価を得て行われるものであること。この四つの要件に該当する人は、消費税を納める人っていうことになります。また、四つの要件に該当するようなケースにのみ消費税がかかってくるといってもいいです。逆に、この四つの要件に係らない分に関しては、消費税を納めるということにはならないということです。四つの要件というのは、ここに書いている、国内ではなく、例えば海外であったりとか、もしくは補助金なんていうのも資産の譲渡・貸付け・並びに役務の提供に該当しないです。四つの要件に該当しないものに関しては、消費税は納める形にはならないっていう形です。

そして、四つの要件に該当したとしても、下に書いてあるんですけども、二つの要件に該当するものに関しては非課税とされてます。さっきのその四つの要件というのは、不課税になるお話です。四つの要件に該当したとしても、全部が課税ではなくて、社会政策的な配慮によって消費税を非課税とされてるものがあります。あとは、消費税の課税の対象としてなじまないものとかも非課税とされてます。

なので、この不課税なのか、それとも課税プラス非課税なのかっていうのは、消費税的には結

構判断の要素として大変な要素になります。そもそも消費税の四つの要件に該当しなければ不課税ですよ。そして該当する場合は、課税プラス非課税で、限定的なものとして非課税がありますよという形になる。

これが、事業やったりする人とかがすごい大変なんです。一個一個の取引について、まず四つの要件に該当しているのかどうか。そして、四つの要件に該当してるけども、非課税じゃないのかみたいな判断になると。そして今は、課税なんだけれども8パーセントなのか10パーセントなのかなんていう判断が出てきてるってことです。そしてさらに、今度はインボイスがここに入ってくるということになります。消費税ってすごい複雑なお話になってます。

さっき問題点として二つ挙げました。誰が消費者か特定できますかっていうお話です。誰が使った人か特定できますかっていう話なんですけれども、答えは無理です。無理。国的には、特定しないで、使っていない人は消費税を差し引いて納めましょうみたいな仕組みになってるということです。それから、事業者の事務作業の負担が大変ですねっていうお話をしました。一個一個、さっきも言ったように、不課税なのか課税なのか判断しなきゃならなかったんですけれども、これらは売り上げが小さいお客さんに関しては、納めなくてもいいですよというふうな形に今はなってます。ですが、やっぱり小さな企業から消費税を取ろうというのがインボイスの狙いになります。ようやくここでインボイスのお話になってきます。

さて、誰が消費者か特定できるかっていうお話なんですけれども、物の流れと消費のお話をちょっと書いてみました。消費税は、消費者Dが消費した段階で税金を納めるべきものなんです。なので、Dが負担している消費税というのは、最終的な販売金額の1500円に対する10パーセントの消費税、150円が国に納めればいいですよというお話になるんです。Dが消費したかどうかを特定できますかという、特定しないという考え方なんです。じゃあDは、自分が負担した150円は、どこに誰がどう納めてるかというのがこの図になってます。

Cは、1500円に対する10パーセントの消費税150円を預かったという形ですかね。かかる消費税は、1500円に対する150円です。でも、ご自身も1200円で仕入れてるので、この段階で120円は納めてるので、150円から120円を差し引いて、Cは30円納めてます。そしてBは、1200円で売ったものに対する消費税が120円。仕入れたものが1000円に対する消費税が100円。120円から100円を引いて20円を納める。Aは自分で作ったので1000円で、そのまま消費税を100円納める。結果としてAが100円、Bが20円、Cが30円納めることによって、150円が納まるので、Dが消費者かどうかなんかもいいって話なんです。Dの150円は、Cが30円、Bが20円、Aが100円、計150円納まるってことです。

そして、ここでポイントなのは、Cを見ていただきたいんですけど、Cは150円預かります。預かったのが、売り上げに係る消費税150円です。でも、自分も払って負担してるので、ここで120円を引くという行為です。120円引いて納めるということです。これ消費税的には仕入税額控除っていうお話になるんですけど。あとは、この流れというのは、前段階税額控除方式っていう方式なんですけれども。150円から120円を引いて、マイナスして税金を納めるということ

問題点を解決してるんです。誰が消費者か分からないけれども、自身が使っただけでなければ引いて納めることによって、結果としてDの150円が全員で負担しているような形になっているということになります。

インボイス制度になるとどうなるかという、間に免税事業者が入るとのお話です。さっきもお話ししたとおり、さっきの話では、年間の売上高は1000万いかない人、正確には基準期間の売上高が1000万いかない人に関しては、免税という形になっています。

間に免税事業者が入ったときどうなるかという、ここではBを免税にしたんですが、さっき20円納めてたんです、Bは。Cが30円、それからAは100円、そしてBが20円納めてたんです。この20円を納めてた消費税が納まらないので、益税になってます。益税です。Bの利益200円に対して、納めるべき消費税の20円が益税になってます。これはけしからんねということで、けしからんのかどうなのかは分かりませんが、インボイス制度としては、これを何とかせよなんということ、まず免税事業者を特定しようという仕組みになったんです。Bを課税事業者にすれば話は早いんですけど、そうではなくて、Bが課税なのか免税なのかを分かるようにしましょうねということ、インボイス制度ではそういう形になりました。

後で説明しますが、免税から仕入れた場合に関しては、経過措置はありますけれども、仕入税額控除を認めないという形になるという形になります。免税が間に入ると、この20円の益税をCが負担させるような形にするという形になるんです。

ということで、物の流れに対して前段階税額控除方式っていうような話をちょっと言ったんですけども。ここでちょっとお話しするんですが、まずインボイスに関して益税が解消されるのかということ、結果として解消されます。それはなぜかということ、免税事業者を特定して、免税事業者から仕入れた場合は、その控除を認めないという形にするからです。認めないという形にするんです。なので、認めないということはどういうことかということ、その人が払うということになります。払ったとしてもその控除を認めないわけですから。

なので、結果としてそうなる、ということが起こるかということ、免税事業者だと消費税を引くことができないということになって、免税事業者から仕入れないというパターンが考えられます。同じ価格で仕入れるんだったら、免税事業者から仕入れる必要はないって話になるわけです。控除が認められないわけですから。もしくは、免税事業者に払うときだけは、消費税をその分少なく払うみたいなケースが出てくるんでしょうね。なので、世の中のニュースとしては、免税事業者だったりかっていうのはどういう人がいるかということ、フリーランスの人が多いかね、最近。フリーランスの人が排除につながるだろうというような形で騒がれたということなんですよ。

ということで、インボイスとは何かっていうお話になってくるんですけど、端的に言うと、免税事業者を特定するために、課税事業者にのみ登録番号っていうのを発行させます。この登録番号っていうのがあるところに仕入税額控除ができるっていうことになるわけです。登録番号っていうのがTから始まる13桁の番号だそうです。もう始まっています。10月からこのTから始まる

13桁の番号がありとあらゆる所に出てきてます。皆さんが、例えば購入するレシートとかには、もうみんな付いてます。このレシート、付いてる所から買ったものに関しては、仕入税額控除ができるっていうことになります。このレシートみたいなお話が、適格請求書というものになるということになります。名前的にはです。

インボイスは、法律的には売り手側が買い手側に対して、適用税率や消費税額といった税の情報を伝えるためのツールであり、かつ記載された消費税額を売り手側で納税していることを証明する書類というものだと思います。

先ほどの図に当てはめてみると、どうなるかというお話をしたいと思います。さっきはBが免税事業者だったので、Bの益税のお話だったんですけど、Bが免税事業者で困るのは、Bから仕入れているCの話なんです。Cのお話。

CはDから150円預かってます。消費税が150円かかってます。Cは1200円に120円を払ってBから仕入れてたんですけども、120円払おうが、1200円払おうが、Cが納める消費税は150円です。それはなぜかという、さっきも言ったようにBは免税事業者なのでインボイスがないんです。ない所からCが仕入れてしまったときに、1200円に120円足して1320円で払ったとしても、Cの利益がなくなるだけで、Cは結果として損するんです。なので、インボイスがないBに対して払うときには、その分、引いて納めるのがいいのかなっていうふうになっちゃうわけです。当然ですが、Cは利益取られちゃうわけですから。

そうすると、どういうことが起こるかという、Bは1200円で売ったものに、さっきは1320円で売ってたんですけども、1200円で売らざるを得なくなったんですが、仕入れる金額は変わらないです、1100円です。ということは、一つの商品対して、これよく見ると消費税って2回かかってるんです。なぜ2回かかるかという、Bが150円負担してました。そして、その150円はCはそのままだ税務署に税金を納めます。またBも、なぜか100円負担して、そしてAが100円納めます。そうすると消費税って250円ですよ、納まるのは。これ消費者特定してませんから。間に免税事業者が入ることによって、本来150円で納まればいいはずの消費税が、なぜか250円納まるんです。これ、不思議ですよ、これ、考えた人、すごいなとは思ってください。

消費者はあくまでもDなので、消費者はDなんですけれども、免税事業者が間に入ることによって、物の流れとしてはBも免税事業者なんですけど、消費者と同様の扱いになってるというふうになると、このままでは。なので、Bは、どうしなければならないか問題が昨今ではいろいろ言われてたんです。Bがすごい損しちゃいます、このままだと。

ということで、国はBを課税事業者にするという形ではなくて、免税事業者から仕入れたときに控除を認めないというやり方にしたんです。これがインボイス方式の問題点なんでしょう。全員、課税事業者になればよかったんでしょうけれども、そんなことではなくて免税事業者と課税事業者を特定して、免税事業者から仕入れたときには、仕入税額控除を認めないというやり方にしたんです。

ただ、急にやっちゃうと、さすがにそれは問題だろうということで、経過措置というのが設けられています。6年間の経過措置が設けられています。これは6年後のお話です、こうなるのは。今は若干、控除が認められるようなケースになってますかね。

ということで、インボイスの基本的なおさらいなんですけれども、課税事業者は、免税事業者や消費者から仕入れた商品の税額控除ができなくなります。これは6年後にはもう経過措置が撤廃されるので、6年後には完全にできなくなります。経過措置のお話は、ちょっとだけ後で説明します。

となると、当然ですけど、免税事業者の利益は減る可能性がある。さっきの話だと220円だったはずが、本来ちゃんと課税事業者になっていれば200円の利益で済んだのが、さらにそこから消費税まで取られちゃうので、もっと減るっていう形ですよ。じゃあ免税事業者が減った利益を、売り上げに転嫁できればいいんですが、そんなやすやすと値上げなんてできないです。ということで、免税事業者はかなり厳しい状況になることが目に見えています。

そして、税務署的には、納まる税額はこれで増えることにはなりません、必ず。ということで、免税事業者も消費者になるので、このままでは免税事業者も大変なので、課税事業者になるっていう選択が出てくるんじゃないかなと思います。

インボイスの実務的なお話を、ちょっとだけお話しします。あと、また経過措置のお話もちょうとだけします。インボイスは、さっきも言ったようにTから始まる13桁の番号っていうのが必要なんです。そのインボイスのお話なんですけど、請求書とか、それから物の取引をするときには、請求書とか、それから領収書を発行したりとか、あと納品書を発行したりとかするんですけども。インボイス上は、別にその様式にこだわりは一切ないです。ここに掲げてる6項目さえ入ってれば、それはインボイスですよというふうになってます。なので、定型の様式とかは一切ないんです。6項目入ってればいいですよ。

6項目って何かというと、見たことねえやっと思うのは1番ぐらいですかね。それ以外は通常の請求書や領収書に必ず入っているようなお話です。例えば、取引年月日なんていうのは、請求書に年月日、入ってないなんていうことはないですから。それから、取引の内容なんていうのもそうです。何、買ったかなんて書いてありますから、必ず。インボイスであろうがなかろうがこれは書いてあった、今までも変わらないです。

それから、税率ごとに区分して合計した税抜価格または税込価格および適用税率、これはちゃんとやってない所はあるかもしれないです。税率ごとに区分して合計した税抜価格っていうのは何かっていったら、税率って今、2パターンあるんです。8パーと10パーと。なので、8パーと10パーと、それぞれ別掲して書けよということなんです。でも、ほとんどの会社さんは、8パーで軽減税率っていうのは、飲食と、あと定期購読している新聞だけです、今、8パーなんていうのは。それ以外の方はみんな10パーなので、あえて8パーのが必要なければ、書く必要はないです。ただ、税率がいくらっていうことは書いてくださいねっていうことになってます。

あとは消費税額も書いてくださいね、別掲してくださいねというふうになってます。税率ごと

に区分したってというのは同じです。8パーと10パーだっていう話です。

それから、書類の事業者の氏名または名称、これは請求書出すときに相手の名前なんていうのも、別に今までインボイスであろうがなかろうが書かなきゃならなかったことなので、これは特に関係ありません。

様式は、よくテレビでCMしているような、新しいインボイス対応みたいな話になってなくても別にいいです。これがちゃんと盛り込まれてれば様式は何も問わないので、あえて新しいシステムを導入するなんていう必要はないです。手で書いてもいいぐらいです、番号を。はんこで押してもいいぐらいです。ただ6項目、これは必ず満たしてくださいねということにはなってます。

レシートに関しては不特定多数を相手にしてるので、取引先の氏名とか名称とかも入ってないです。これは特例として認められてます。ただ、あとは残りは同じです。あとは、消費税額も適用税率も、どちらかでいいですよというふうにはなってます。これはレシートという特性が、通常の請求書よりも小さいので、そこまでいろいろなこと、情報を詰め込むことができないからということだとは思いますが、基本的には登録番号というのは書いてないと駄目ですよということにはなります。

それから、インボイスが面白いのは、一つの様式で満たさなければならないというふうには法律上、書いてないんです。なので、複数の様式で満たしても構わないというふうになってます。なので、さっきの6項目というのは、一つの紙で満たせというわけではなくて、全部で一つのインボイスというふうに見られる形にもできます。ということは逆にいうと、当然ですけど納品書10枚あって、合計請求書みたいなのがあって、それらの納品書と合計請求書と合わせて全部の様式を満たしてれば、それでOKということにはなります。なので、1枚でインボイスの様式を満たさなければならないというものでもないということです。6項目がいろいろな様式だったりとか、分かるような形にする必要があるってことになります。

ただ、これらの話ってというのは、税務調査で調査員が見たときに分かるようになってなければならないということです。なので、こことここで一つですよとか、分かるようにだけはしておかなければならないです。なので、下にも書いたんですけども、関連性が分かるような番号を付すことみたいなことが前提条件になると思います。

あとは、応用的なお話として、インボイスは取引先の求めに応じて発行しなければならないというふうに書いてます。逆にいうと、取引先から求められなければインボイスは発行する必要はないんです。必ずインボイスは発行しなければならないわけではないってことです。

じゃあインボイス、欲しい人って誰ですかっていうと、事業者なんです。例えば、さっきも言ったように、物の流れとして仕入税額控除をしたい人だけがインボイスが必要なんです。一般の消費者がインボイス必要かっていうと、そんなことはないんです。なので、誰彼構わずインボイス、発行しなくても、特に問題はないんです。ただ、誰が必要としてるかっていうことは、発行の段階では分からないので、結果としてみんな登録番号を付すような形にはなるということです。

あとは、罰があります。偽りのインボイスっていうやつです。Tから始まる13桁の番号を勝手につくって書いたりとかすると、罰があるので気を付けてくださいねと。これは法律なんで、1年以下の懲役または50万円以下の罰金になりますよというお話です。

あとはインボイスなんですけど、端数処理に関しては一のインボイスごとにやってくださいねっていうことです。一のインボイスっていうことは、請求ごとにやってくださいねっていうような話になります。その方法に関しては、切り上げでも切り捨てでも四捨五入でもいいんですが、統一してくださいねっていうふうにはなってます。一企業ごとにです。切り捨てが有利ですっていう形には書いてありますけど。

そして経過措置のお話です。経過措置って何ぞやって話なんですけど、法律が新しいことでほんとできたので、急に免税の人から仕入れたときに控除をゼロにしてしまうと、世の中いろいろ問題があるだろうから、穏やかにするために急にはやりませんよというお話です。

免税事業者から仕入れたときには、制度後、もう始まってんですけど、制度後10月1日から令和8年の9月30日までは、80パーセントの控除は認めてあげましょうという形です。ゼロではないけど80パーセントの控除は認めてあげますよと、3年間は。そして、4年目から6年目までは50パーセントの控除を認めてあげましょうというふうになってます。

なので、さっきの例でいうと、120円のうちの80パーセントの96円だけ控除を認めてあげますよというお話ですかね、3年間に関しては。逆にいうと20パーセントの控除は認めないという話です。なので、免税屋から買ったとしても、取りあえず3年間は8割の控除は認められると。そして、その後3年間は50パーセントの控除は認められるので、いきなりフリーランスの人と取引をやめようみたいなことにはならないで済むよねみたいな話にはなるんですけども。

ただ、どうでしょうね、実務的な話をすると、インボイスありますか、ありませんかみたいなお手紙が結構回っていて、「ありませんよ」って言うのと、「そうですか」って言って取引がなくなるなんていうケースが結構出てきてるので、インボイスがないっていうだけで、控除が80パーセントあるからといえ、仕事がなくなるというケースはありそうですけれども。なので、免税から、もしくは消費者から仕入れても、取りあえず80パーセントの控除は3年間ありますし、残りの3年間は50パーセントの控除がありますよっていうことになります。

それから、これ去年の末に急にねじ込まれたお話なんですけれども。免税の人が、免税という言い方はあれか。小規模事業者は年間の売上が1000万いかない人は、事務負担の軽減から消費税が免税になってるんですけど、この免税の人がインボイスを取ると。課税になりますと手を挙げたときには、3年間は最大20パーでいいですよということになります。売上金額が1000万円ぎりぎりだったとすれば、最大20万円の消費税の納付でいいですよということになります、インボイス、取っても。8パーセントの人もいるので、1.6パーセントっていうことなんですかね。売上金額の8パーセントの20パーセントまで最大値なので。

なので、取りあえず年間1000万いかない人でも、もしインボイスが欲しい、例えば、さっきみたいにBさんが免税事業者で、免税事業者から仕入れるんだったら控除ないからやめるよっ

で言われるぐらいだったら、もう課税事業者になるよと手を挙げて。でも、その人が消費税を納めるときには最大2パーでいいですよということになったということです、3年間は。

ここにも書いてあるんですけど、免税事業者の人で悩んでるんだったら、これをやったほうがいいんじゃないですか。仕事が切られる可能性がありますから。あえて消費税の課税事業者となりますよと手を挙げてインボイスを発行してもらって、最大2パーセントで済むってことです。ただ、1000万を超えちゃうと駄目ですけど。

それから、これも去年の年末に急にねじ込まれて、この辺りでセミナーやってたときは右往左往してたんですけど。売り上げ1億円以下の企業に関しては、一取引当たり税込み1万円未満であれば、インボイスがなくても仕入税額控除できます。何が言いたいかというと、小さな企業は経理も大変だから、インボイス1万円未満であれば、見なくても控除してもいいですよという話です。何か消耗品、買ったとして、そこにインボイスがなかったとしても仕入税額控除していいですよというお話なわけです。

1億円以下っていうふうにしたんですが、これ、特定期間5000万円以下っていうのが付いてます。これちょっとだけ注意なんですけど、消費税知ってる人はあれなんですけど、売り上げの判定基準っていうのは、基本的にその事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過した日までの間に開始する各事業年度っていうふうになってます。何かというと、それは基準期間って呼ばれる部分で、2年前の日の前日から同日以後1年間だから、端的にいうと2年前がなければ免税なんです。もしくは、2年前の売り上げが1000万いってなくても免税になるんです。という形で、2年前を判定要素に消費税はしてる人が多いんです。ただ、ちょっと前に改正になって、2年前が、例えばここだと1億円いかなかったとしても、1年前の前半半年間で5000万円いってたら、この制度は使えないですよというところなんです。

なので、基準期間の判定が1000万円のお話もそうですし、この1億円のお話もそうなんですけど、必ずしも1億円以下であったとしても、前の年が半年間で5000万円超えてたら、この制度は使えないですよということがあるということだけ覚えておいていただければいいです。

さらに、さっきのこのお話でいうと、取引先が免税事業者で、御社が1億円いってなければ、交渉の話としてはあり得るわけです。例えば、取引先が年間、年商1億円いってないんであれば、一取引先当たり1万円未満であれば、インボイスがあろうがなかろうが税額控除できるわけです。じゃあ、お宅が年商1億、いってますかみたいな話で、担当者ベースでこの話が出るかっていうと、絶対に出ないんです。絶対出ない。働いている人みんなそうだと思うんですけど、自分の会社の年商何億とかっていうのを分かっている人なんかほとんどいないです、見てると。社長ぐらいじゃないですかね。なので、あくまでもこの話というのは、基本、経理的なところの話であって、交渉要件にはならないのかなというところになります。

まとめなんですけど、さっきの四つの要件、覚えてますか。国内において事業者が事業として対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け・並びに役務の提供に対して消費税を課するというふうに書いてました。四つの要件にまず該当しない人は、消費税対象外なんです。一番上の黄色の丸

です。そして該当する人は、課税か非課税になるのかです。そして、非課税は限定列举で、社会政策的配慮によって非課税とされてるものだったりとか、課税の対象としてなじまないものが非課税とされてるんです。

説明しなかったんですけども、社会政策的な配慮って何ですかっていう話になるんですけど、例えば医療とか、介護用品とか、そういうものはさっきの四つの要件には該当するんです。

『国内において、事業者が事業として対価を得て行われる資産の譲渡・貸付け・並びに役務の提供』に該当するんだけど、そこに消費税を課してしまったら、さすがに問題でしょうということなので非課税とされてるんです。そういうものは除きますよと。下のほうに該当なしになります。

課税の対象としてなじまないものっていうのは、基本的に政策的な部分です。国の政策的な部分で、四つの要件には該当するけれども、例えば土地なんかは代表的な例で、土地を課税にしてしまうとなかなか売れなくなっちゃうから、だから免税に、非課税としましょうねみたいな話になってたりとかします。そういう限定的なやつをまず除きますよと。

そして、課税の場合は次に右側にいって、インボイスのありなしを今度はチェックするようになると。インボイスがあれば全額控除になるし、インボイスがなければ経過措置の適用になると。インボイスがあった場合に関しても、今は軽減税率があって8パーまたは10パーになるでしょうし、インボイスがなかったとしても3年間は80パーセントの控除で、8パーセントまたは10パーセントになると。

これだけ見ると、消費税一個の取引について、これらを全て一個一個、全部判断していかなきゃならないんです。なので、消費税ってすごい大変なんです。すごい大変なのにインボイス制度っていうのをに入れて、さらに大変にしたという形ですかね。

ということで実務のお話になっちゃうんですけど、経理の人はすごい大変だってよく言うんですが、免税なのか課税なのか非課税なのか、そして課税なのか非課税のかを分けておいて、インボイスがあるのかないのかみたいなのを、やらなきゃならないっていうことです。なので、一個の取引がさらに複雑になったというのがインボイスのお話です。そして、実務的なことを言えば、インボイスになることによって消費税が国的には増えるんですけども、納める人が減ってくるっていうことになります。

時間がないので、以下参照という形にしたんですけども、時間がないので飛ばします。Q&Aが結構出てて、こういう場合、どうしたらいいですかみたいなのを、国税局のホームページからだったりとか、あとは実務的に最近出てくるお話でまとめたものがあります。よくあるのが家賃です。事業者が大家さんに毎月振り込んでるんだけど、大家さんからインボイスもらってない、どうしたらいいみたいな話です。毎月、定期的に自動で引き落とされてる、請求書が届かないと。これは駄目です。請求書がないと仕入税額控除が認められないので。なので、請求書を毎月もらうか、もしくは他に方法として何とか満たしていかなきゃならないですねっていうようなお話です。

あとは、難しいお話をすると、代理交付だったりとか、それから媒介交付特例なんていうのも

あつたりとかするんです。代理交付というのは何かというと、不動産じゃないかな。媒介交付特例はあるかもしれませんが。媒介交付特例って何かというと、大家さんが課税事業者で、大家さんの代わりに仲介業者さんが、大家さんのインボイスではなくて仲介業者さんのインボイスを発行するんです。仲介業者さんもインボイスがあれば、借りている人が仕入税額控除ができるというお話です。これはいろいろな条件があるんですけども、大家さんが課税事業者であることと、大家さんもインボイス、仲介業者さんもきちんと保管することが大事なんですけども、そういう要件が重なれば、大家さんっていうのは個人の人たちが結構多いんですが、不動産仲介業者さんっていうのはちゃんと不動産屋さんです。そういう所からインボイスをもらうことによって、仕入税額控除ができるみたいな要素、ケースもあるので、そういうことができないかということを検討してくださいみたいな話を結構したりとかします。

あとは、これ最近よくあるんですけど、クレジットカードの明細なんていうのは、そもそもインボイスにはなりませんよ、注意してくださいねというお話です。カードの明細では仕入税額控除が認められないんです。カードはあくまでも決済手段なので、必ず相手方からインボイスをもらわなきゃならないと。クレジットカードを切ったときに、カードの明細あるから領収書は要らないよねとか、思ってたっしやる社長が結構いらっしやったりとかするんですけど、それは大きな間違いだと。法人税法上はいいんでしょうけど、証拠書類があればいいっていう話にはなるんですが、消費税法上は、帳簿および請求書の保存の要件を満たさないということで、決済手段は。なので、あらためてちゃんと明細だけじゃなくてインボイスをもらう必要があるということです。

あとは、最近だと Amazon さんとかなんていうのも結構多くて、Amazon さんは請求書を発行してるんですけど、それはインボイスじゃないって言い張ってるんです。なぜかというお話なんですけど、Amazon は代理人なので、Amazon に入っているそれぞれの業者さんが、それぞれがインボイスを発行するっていう話になるので。なので、その場合に関しては、Amazon のホームページからダウンロードしてインボイスを取ってくださいみたいな、実務的なお話です。後で見てください。

あとは、インボイスがなくても仕入税額控除が認められるものもあります。例えば、公共交通機関とかです。3万円未満の公共交通機関とか、あと自動販売機とかからインボイスなんか出ないですから。あとは、従業員さんとかに対して払ってる交通費とか、そういうのもインボイス、出ないです。でも、仕入税額控除は認められますよみたいなお話です。

ちなみに3万円未満っていうお話なんですけど、3万円の判定基準は何かというと、さっきも言ったように、インボイスは一インボイスごとに判定するんです。一インボイスとは何かっていうと、レシートなのか領収書なのか請求書なのか分からないんですけど、それ一個ごとなんです。例えば、ここで東京仙台間1万2000円、1人。4人分、購入したら4万8000円です。この場合はインボイスが必要だということになるんです。逆に言うと、1万2000円を3回切れればインボイス1枚ずつになるので、領収書、要らないということになります。みどりの窓口で1枚ずつ切れればいいんでしょうけど、そんなあほなことをするかどうかは別なんですけど。理論的には、で

すから1回のインボイスが4万8000円であれば必要だし、1回のインボイスが1万2000円であれば不要というお話です。くだらないんですけど。

あとは、インボイスがなくても仕入税額控除が認められる人のお話で、古物商とか質業とか不動産業を営む人は、インボイスがなくても仕入税額控除を認めるそうです。これは、さっきの国の政策みたいな話と同じなんでしょうね。不動産業っていう話になると、取引先は個人なんです。個人から土地や建物を仕入れて、土地は非課税ですけど、建物を仕入れて販売するみたいな商売をやってる人の、仕入税額控除がいきなり認められないっていう話になると、えらいことだっという話になるんだとは思うんです。

もしくは、古物商とか質業とかもそうです。仕入れするのは、みんな個人から仕入れてて、今までは控除、認めてたんですけど、それなしとすると、えらいことになるよということだとは思うので、今までどおりこの三つの業種をやってる人は、いいですよっていうことになるんじゃないかな。

あとは、農業とか漁業とかそういう人もJA特例って言われてて、インボイスなんかなくても仕入税額控除が認められることになります。なので、逆に言うと、農家さんはJAを取引にしてるんであれば、あえてインボイスを取る必要はないっていうことです。JA側のほうで仕入税額控除が認められるっていうことは、農家さんのほうでインボイスは不要だっという話になりますから。なので、うちの実家も農業やってるんですけど、「インボイス必要だっって聞いたんだけどさ」っていうことを連絡が来たんですが、「JA特例あるから大丈夫だよ、聞いてみな」っていう話をしたら、おやじも聞いた、「確かにJAは仕入税額控除できるみたいだ」みたいな話になって、1000万いってないんですけど、インボイスはあえて取らなかつたっというお話になります。農業だけじゃなくて漁業とか林業とかもそうです。

ということで半分の時間なので、インボイス制度なんですけど、まとめとします。もう10月1日からインボイスが始まっています。まだ免税ですよという人は、インボイスを取るためには、提出日を15日後を書いていただいて登録すれば、なんかできるみたいです。インボイス登録できます。なので、免税事業者が課税事業者になってインボイス、欲しいですっていう場合に関しては、15日後に登録日を選択して、適格請求書等の登録申請書っていうのを提出していただくっていう形ですかね。

あとは、免税事業者であれば課税事業者になるかどうかの検討がどうしても必要だということになります。さっきのお話の補足なんですけど、BtoBって事業者間取引だからインボイスが必要なんです。意味、分かります？ 事業者じゃなければ仕入税額控除、要らないです。消費者を相手にするような商売してる人は、あえてインボイスを必要としないわけじゃないですか。だっって免税事業者であろうが、消費者はインボイスを必要としないんです。なので、あくまでも免税事業者が課税事業者になるかどうかの検討っていう部分に関しては、BtoBが原則だと思います。ただし、BtoBかどうかで分からない部分も結構あるじゃないですか。自分の会社の所で売っている小売業をやってるんですけど、買ってるのがもしかしたら事業者さんかもしれな

いなんてこともあるので、必ずしも私カスタマーなのかどうかっていうのは分からないので、そこはちょっと注意が必要なんですけど、基本的にはB to Bの人が必要だということになります。

それから、6年後には、もう仕入税額控除が認められませんかということがあるので、免税事業者、消費者から仕入れた場合に関しては。なので、どうするかということを検討しなきゃならない。ただし6年間は経過措置があります。さっきお話しした経過措置があると。

あと、1億円以下の企業は、1万円未満の取引は、全て仕入税額控除ができますよという話です。あとは、インボイスは1枚ではなくて複数でもインボイスとして認められるので、インボイスを満たしましょうということと、クレジットカードの明細はレシートもちゃんと管理しましょうというお話ですかね。

ちょうど半分なのでインボイスを終了したいと思うんですが、ちょっとだけ。最近、税務調査が結構多くて四苦八苦しってます。税務署職員さんが見てるインボイス、職員の人、いないですよ。インボイス、見てないんです。インボイスも何も、仕入税額控除もくそも何も見てないです。今8パーセントか10パーセントかっていうのはあるじゃないですか。一個一個領収書を、8パーなのか10パーなのか見てる調査員、いないです。言うのは、みんな口そろえて、「可否判定表寄せ」とか言い出すだけです。散々調査した最終日に、「可否判定表寄せ」って言うだけです。

ということは、逆に言うと8パーだろうが10パーだろうが、10パーに控除したって気付いてないのに、免税の人の仕入税額控除したとしても気付かないよねっていうのはあるだろうなと思いつつ、でも法律はこうなってるのでちゃんとやらなきゃねっていうお話です。なので、実務的に言うと、ちょっと間違っただけじゃ全然気付かないようなレベルの話なんですけど、いろいろな所でインボイスとは何ぞやっていう話をすると、こういう話にはなるっていうところにはなるんですが。ということで、インボイスのお話を終了したいと思います。

続けて、電子帳簿保存法。休憩とか要らないですか、大丈夫ですか。いいですか。電子帳簿保存法の話を残り半分でしたいと思います。これも、最近、すごいいろいろな所でセミナーやってくれとかっていう話になっていて。今、コロナになってから仙台市のお仕事をするのがかなりあって、一番最初は時短要請と関連事業者支援金っていうって、飲食店をコロナがやっていると止めにしなきゃならないっていうことで、それで、そのお仕事をやってくれっていうことを結構あって仙台市にいたんですが。今、もう辞めるって言うてるんですけど、電帳法があるからとか、インボイスがあるからとかいって、ちょっとお手伝いしてます。

基本的には税理士がやれるお仕事、税理士さんが付いてればちゃんと説明できるんですけど、そういう税理士さんが付いてない小さな事業所さんもかなりの数があると。仙台市でも5万社ぐらい見ると。そういう所の人たちに一個一個、丁寧に説明できないと。インボイスは何ぞやとか、それから電帳法が何ぞやとかっていうのが説明できないと厳しいから、もうちょっといてくれということで、今、ずるずると仙台市のお仕事をやっているんです。

そのときにも出てくるお話の、今、窓口でもよくあるんですが、電帳法です。皆さんの認識の

中で電帳法って何ですかというお話をすると、みんな口をそろえて言うのは、「もうやばいよね」と。「テレビでなんかCMしてるよね」と。「何々精算が何とか、電帳法違反がどうだとか、オービック何たらとか言ってるよね」とかって言ってるんですけど、実際、電帳法って、もう20年前からある法律なんです。今に始まった話じゃないんです。

なのに、なんで急にこんなことになってるのっていう部分があるのは、テレビCMのせいだとは思いません。だって20年前からあるときに、20年前から騒がれてましたからね、この話っていう話なんです。なので、1998年の7月に制定された法律で、今もう20年以上たってきて、なんでかっていうと、改正が行われてきて、令和3年の改正がインパクトがあったっていう話なんです。この令和3年の改正がインパクトあったせいで、今この皆さんが急に電帳法、にわかに騒いでるっていう話になってるっていうことを思ってください。

電子帳簿保存法とはというお話なんですが、『税法で紙で保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能とすること』これ任意です。それから、もう一つは、『電子的に収受した取引情報の保存義務を定めていること』、これ強制です。『税法で紙で保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電子データによる保存を可能』としてるんです。

でも、紙で保存が義務づけられている帳簿書類を電子化しなければ、別にこの話はないわけです。なので、誤解されてるのは、紙を電子化するときには電帳法の規程を受けますから注意が必要ですが、紙を紙で保存する場合に関しては、電帳法の適用も何もないということだけしっかり覚えておいてください。なんでもかんでも電帳法が対象になるわけではないです。

そして、税法で保存が義務づけられている書類なので、税法で規程していない書類まで電帳法の対象にはならないということです。ということで、この二つを定めてるっていうことです。

そして、そもそも何がどう変わるのかっていうお話なんですが、令和3年の改正でめちゃめちゃインパクトがあったのが、基本的には緩くなったお話ばかりなんですけど、この5番の電子取引です。緩くなったお話は、基本的には今まで電子化する場合には事前の届け出が必要だったんですけど、この届け出とか要らなくなりました。なので、会社側のほうできちんとやってれば、事前の承認制度は要らなくても電子帳簿保存法の対象に対応して電子化することができるようになったりとか。

あとは、めちゃめちゃ面倒くさかったのがタイムスタンプの要件とか、それから、記録者の人間の要件とかが、すごい緩和になりました。今までは書類、預かってから2日以内にタイムスタンプを付せとか、訳、分からない法律になってたんですけど、今はそういうのが緩くなっています。また、誰がタイムスタンプを付したのかも全部保存しなきゃならなかった要件もあったんですけど、そういうのも全部緩くなりました。

代わりに罰則が結構、設けられていて、違反した場合には重加算税がさらに10パーセント加算しますよと。50パーになるよという話です、40パーの加算税に対して10パー、足されるので。なんていう形で罰をちょっと重くしたみたいな話です。

ただ、いずれにしてもそれは電子帳簿保存法をやるよという人だけの話です。やらない人は別に何も関係ないんです、やらない人は。やるよという人に関しては、こういうふうな優遇になったりとか、もしくは罰が厳しくなったりとかしたんです。この5番だけは、やるよ、やらないよに関わらず、やらなきゃならなくなりました。これがインパクトがあったんです。

ところが令和3年の改正のときに、令和4年の1月からこれが始まる予定だったんですけど、12月の25日に急に宥恕されました。なんでっていう話なんですけど、これに向かってみんな一生懸命頑張ってたのって思ってたんですけど、宥恕になりました。なんで宥恕になったかというと、みんな知らなかったからということです、このことについて。始めようと思ったけど、誰も付いてこれてなかったっていう話です。なので、宥恕になりました。

令和6年の1月1日、つまり来年のまた1日から、これが、宥恕が解除されますので、当然ですけどやってなければ罰になるんですが、もしかしたらこのペースでいうとみんな誰もまだ分かってないので、また宥恕になるかもなと思いながら、この話をしています。これは分かるんです。このときも12月25日だったので、マジかって思いながら、宥恕みただよ、やらなくていいみたいだよみたいな話になったんですけど。これも今年の、今、12月ですから、年末辺りにももしかしたら、また宥恕の延期みたいな話になるかもしれません。ただ、法的にはもう走っているんで、一応やってくださいねっていうことにはなってます。

さて、電子帳簿保存法の話をするには、大きく分けて三つになります。三つ。まず、その1、『自社で作成する国税関係帳簿書類の電子保存』、これについて電子帳簿保存法の適用になります。それから2番、『取引先で紙で受け取る書類を電子化して保存する場合』に関しては電帳法の適用になりますよ。そして3番、『電子的に収受するデータの関係書類』に関しては、電帳法の対象になりますよ。

国税関係書類の電子保存とか、それから、取引先で紙で受け取る書類をわざわざ電子化して保存する場合に関しては、それはわざわざやることなので任意です。強制的にやらなきゃならなくなっただけが、電子的に収受するデータ関係書類に関しては、電子化保存を強制してるので、この部分だけが考えなきゃならないことです。ただ、いずれにしても、この三つについて電子帳簿保存法の対象になってるということになります。

まず、その1、Aというふうにして、任意のお話です。これ、誤解が結構あるんですけど、ちょっと置いて。国税関係帳簿書類というのは何ぞやというお話です。何度も言いますが、税法で規程している国税関係書類以外を電子化保存しようが何しようが、それは関係ない話なんです。国税関係帳簿書類を電子保存する場合に関してのみ電帳法の対象になると。

じゃあ国税関係帳簿書類とはどういうものかということ、帳簿、これは総勘定元帳とか、仕訳帳とか、現金出納帳とか売掛帳とか、決算書、棚卸表とか貸借対照表とか損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表ぐらいまでですかね。それから、自社が発行するような書類。自社が取引先に発行する書類の控え、自社で保管しているわけですから。こういうものに関して、紙で打ち出さずに保管する場合は、電子化、電帳法の対象になるということです。

自分で作った書類を紙で打ち出して、自分で保存しているのであれば、それは電帳法の対象にはならず、調査が来たときにはその紙を渡してくださいねというお話になります。紙で打ち出さないで電子化して保存している場合に関しては、データがあるわけですから、そのデータも要は保存が要件になっている、いろいろ要件があるということです。

それからB、得意先から送られてくる紙の書類を、例えばスキャンしたりとか、例えば写真、撮ったりとかして電子化して保存する場合は、これが電帳法の対象になりますよ。これは昨今、紙、かさばるよね問題です。それを解決するためにデータで保存しましょうみたいな形になれば、それは、その保存するデータに電帳法の対象にしておかないといろいろ問題が出てくると。なぜかという、それをいじったりとかして、丸を1個足して経費を水増ししたりとかするやからが出てくるかもしれないから。だから、そういうものに関しては電帳法の対象にしますからね。ちゃんと要件、守ってくださいねみたいな話になるということです。でも、これを紙で保存しておけば、別に電帳法は関係ないよねという話にはなりません。

そして、その3番、電子的に収受する取引に関しては、絶対義務です。これがややこしいお話です。電子取引とはどういうものが該当するかという、ここに挙げたのはメールで来てるような、添付されている請求書や領収書とか。インターネットのホームページからダウンロードしたりとかするような請求書とかのデータ、PDFデータです。

さっき消費税のお話ししたときに、Amazonのお話ししました。Amazonなんて最たるもので、請求書もメールで来ますし、インボイスもデータとしてダウンロードしろみたいな話になったわけです。そういうもののダウンロードするような書類は、紙で打ち出して保存した、その紙を税務署職員が見て、それでいいよって話ではないってことです。データとしてあくまでも保存されてないと駄目よというお話になるということです。

あとは、電子請求に係るクラウド上のサーバーで受信したりとかするやつに関しても、電帳法の対象になったりとか、クレジットカードなんていうのもそうです。クレジットカードの明細なんていうのも決済手段としてはあるんですが、これもクラウド上であったりとか、もしくは電子データでメール、来たりとかするものに関しても、電帳法の対象になりますねみたいな形で、イメージとしたら紙がないものです。相手方から来るもので紙がないものは、全て電子取引の電帳法の対象になると思ったほうがいいです。税法上、必要な書類です。請求書や領収書、納品書、見積書、これに関わるようなもの、あと決済手段です。支払いの手段みたいなものに関しては、電子保存が義務となってます。紙で打ち出して保存しちゃ駄目ですよという話です。

どういうものがあるかっていうと、請求書、領収書、今までは、これは紙で出力してて、通常、紙で来たやつと一緒に保存してたんです。これを法人税法や所得税法でNGにしています。消費税法はなぜかOKになってます。電子帳簿保存法上、紙で打ち出して保存しても、仕入税額控除を認めるそうです。不思議ですね。ここはなんであれなのか分からないですが、紙で打ち出して保存してるのは、消費税はOKだそうです。でも、法人税法や所得税法はデータがないと駄目だということになるというお話でした。どういうことかという、つまり損金の要件を満たさないっ

という話になるので、データがないと経費にならないというふうにされちゃうということです。なので、令和6年1月1日から、電子取引については注意が必要になってくると思います。

じゃあ最低限どういう対応をすればいいのかっていうお話なんですけども、今、お話を聞いただけでは、絶対必要なものって電子取引だっということがよく分かっていただいたと思うんです。あえて紙でやってるものを、わざわざ電子化するには電帳法の必要の対象になるでしょうし。また、自分が使っているシステムで紙で出力して保存しているものを、出力しないという場合に関しては電帳法の対象になるんですけど、それはあくまでも任意の話であって、自身がやるやらないの話に関わらず、電子取引に関しては必ず一定の要件を付した上で電子化保存することが義務なんです。なので、どういうものが電子取引になるかっていうのは、会社の中で、社内で、必ず勉強会とかをやらないと駄目です。一人一人が、どういうものが電子取引になっているのかっていうのが分からないからというところなんでしょうけれども。

一定の要件とは何かということ。ここに三つ、記したんですけども、『改ざん防止のための措置』、これが一定の要件の一つ目。そして二つ目は、『日付・金額・取引先』を検索できるようにすること。そして三つ目は、ディスプレイやプリンターを備えること。これが一定の要件だそうです。これが全て、何のためにやるのっていう話になるんですけど、結局、税務調査に来て、税務署職員が見るための話なんです。改ざんできない措置が施されているかどうかだったりとか、検索するのって誰ですかっていうと税務署職員です。そして、ディスプレイやプリンターがなければ、税務署職員が調査に来ても見れないからっていう話なんだと思います。ということで、調査に来たときにちゃんとこういうふうなものをそろえておいてくださいねっていうことが要件になってる模様です。

さて、どういうふうな形で手順を踏めばいいのかっていうお話になるんですけども、まず自分の会社にとって電子取引とは何ぞやということ、社内で勉強会するにあたって、例えば、紙じゃなくて請求書がメールで来てる企業さんってどのぐらいいるんだろうっていうのを把握するとか。インターネットを最近使っている企業さんも結構多いんですけども、インターネットで購入したりとかするような、ダウンロードするようなものはどのぐらいあるんだろうみたいなのも、まず把握するってことです。

そして、この電子取引について改ざんできない措置を施さなければならないので、じゃあ改ざんできない措置ってどういうことかっていうと、ここでようやくIT企業さんが出てくるんです。二つほどあるんですけども、一つはタイムスタンプっていう機能です。そして、もう一つは、時刻証明機能が付いているソフト、クラウド上でもいいんですけども。こういう所を使って改ざんできない措置を施しているというふうにするという形になります。

ただ、税務署的には必ずしもそうしろとは言っていません。改ざんできない措置というのは、第三者が証明することにあらずなんです。国税局のホームページを見ていただくと、IT企業のそういうシステムを入れるのが一番簡単ではあるんですけども。面倒くさくても、例えば改ざんできない措置を施すということはどういうことかという、削除または訂正をさせないって

うお話になるんですけど。それについての事務処理規程を、まず会社内でつくってくださいねと。そして、それを全員の社員に周知、徹底させてくださいねと。これもまた改ざんできない措置の一つだと。つまり、お金をかけなくてもできることです、これは。

逆に、IT企業さんが使っているようなソフトを使うと、お金はかかるんですけども簡単なんです。みんなそれを使えばいい話なので。どっちがいいかっていうのは企業さんごとに判断する必要がありますんですけども、でも必ずしもIT企業の使っているタイムスタンプや時刻証明機能が付いたクラウドへのアップロードとかは、必ず必要だとは限ってないです。

それから、保存した取引データに関しては、日付・金額・取引で検索できるようにしてくださいねというふうになってるんですけども。これも、この間の税制改正で売上金額が1000万円超だったのが、5000万円超になりました。5000万円いかない企業さんは、取りあえず保存しておけば検索要件具備しなくてもいいですよということになります。5000万円を超えてる企業は、日付・金額・取引先で検索できるようにしておくと。IT企業さんのやつに関しては、そういうのは全部入れた段階で全て設定されるので、それはいいんですけど。自社で、例えばハードディスク上で管理するとかっていう話になると、フォルダの名前を日付・金額・取引先の名前付けたりと、ファイルそのものも日付・金額・取引先に変えるとかして検索できる要件を満たしておくってことです。

あとは、ディスプレイやプリンターを備えるなんていうことは、買うだけの話なので、これはしょうがない話です。という形で、こんな感じの手順で、まず電子取引がどういうものが該当するかを把握する。そして、把握したやつを、改ざんできない措置を何を使うかを決める。そして、検索要件を具備し、税務署が来たときにプリンターやディスプレイや、マウスとかそういうのも必要ですかね。そういうものを備えておくということをやってくださいねってということになります。

改ざんできない措置の話になるんですけど、二つあって、一つはタイムスタンプっていう方法なんですけれども。タイムスタンプを出してるのは、ちょっと前までは結構あったんですけど、今はもう3個しかありません、会社としては。アマノさんというのと、セイコーさんという所と、あと三菱電機さんですかね、この三つしか今、タイムスタンプはないです。むしろ、下のほうでの時刻証明機能の備え付けという所に関しては、こっちが今メインになってますかね。これはクラウドのサーバーを同期させて、時刻を改ざんできないようにするというものみたいなんですけど、ほとんどが保存するときにアップロードして、それで証明してもらうような形になってるんですかね。

これは、あとタイムスタンプはどのようなものですかとか、金額はどのような形ですかっていうのをホームページから取ったんですけど、いろいろなやつであると思うんで活用していただければいいかなと思います。

では、任意なんですけれども、備えについてどうするか。例えば、どういうものを導入すればいいのかっていう話なんですけれども、任意でも活用してみようというのは、例えば帳簿に関し

での会計システムを導入することによって、紙で打ち出さなくても会計システム上ちゃんと保存しておけば、要件はクリアしたりとかします。

あとは、自社が発行するような部分に関しては、IT 業者を活用したりとか、あと市販のソフトを使ったりとかすることでクリアしたりとかもします。

あと、ごめんなさい、これは、自社で作っている場合に関しては二つに分かれます。一つは優良な電子帳簿という話で、これは以前の厳格なバージョンになります。事前の届け出が必要なバージョンが、まだ依然として残ってます。これをやることによってどういうことになるかというのと、もし万が一、税務調査があって何かあったときに、過少申告加算税5パーセントを軽減してくれるそうです。なので、事前の届け出をしてぎっちりやることによって、ここに書いてある要件を満たすことによって、優良な電子帳簿の要件を満たしてさえいえば、それで過少申告加算税5パーセント下がるかもねという話です。

ただ、もしやりたいのであれば、優良な電子帳簿を先にやるのではなく、まず届け出不要のそれ以外の電子帳簿、これを一般の電子帳簿というふうに言うんですが、一般の電子帳簿をまずやってみるのがいいのかなという形になります。そして、一般の電子帳簿っていうのは何かっていうと、がっちりした話じゃなくて、さっきの話に戻るんですけども、この会計システム、こういうのを導入することによって、すぐに満たせるような要件になってます。

要件のお話に関しては、前提条件と充足要件、この二つになっているんですけども、基本的にはパソコン入れて、ソフトを入れれば全部要件を満たすような形になってます。正規の簿記の原則に従いみたいなことになってますけど、こういうのは、もう複式簿記は、今、当たり前のようにソフトでやってくれますので、手でやるなんて難しいですから。そういう要件とかは満たしてます。

あと、自己が最初の記録段階から一貫してPCを使用してるっていうのは何かっていうと、期の途中からはできないんです。例えば4月1日から3月31日決算なのに、5月からこの電子記録をやりますみたいなことはできないということです。頭からやる場合に関してのみやってくれ、電子帳簿保存法も対象をもって紙で打ち出さなくて、電子化保存してもいいですよっていう話です。ただ、これはあくまでも任意のお話なので、やる場合のお話です。

それから、Bのお話に関しても、これもやる場合のお話です。どうしてやる場合の話をこうやってやるのかっていう話なんですけど、やらないっていう選択肢は将来的にはないんです。今は強制のお話なんで、さっきの話に戻るんですけど、電子取引どうしようっていうことは、絶対最初の優先順位は高いんです。でも、電子取引どうしようがちゃんとできるようになったら、その次には、そのAとそのBのお話です。そのA、そのBもやってかなきゃならないんです。

なんでやってかなきゃならないのかっていうのは後で説明しますが、やっぱり世の中インターネットを活用して、リモートワークだったりとかそういうことが推奨されてる中で、まだ紙で保存してたりとかすると、そういうものを見たりとかすることが遠隔にいるとできないんです。なので、もうクラウド上を使って、例えば、うちだとコロナのときにリモートワーク、やったんで

すけれども、家にいながら会社のデータにアクセスして、請求書や領収書は全部電子化されたものを全部取り込んで、外部からも見るができる。でも、紙で保存してたら、当然ですけど、そこに行かないと紙でしか見れないんです。なので、やっぱりそういうところから脱却していくためには、こういうこともやっていかなければならない。なので、やっていくっていうことを前提条件で考えたときのお話になるんですけど。ただ、優先順位は、あくまでもCが優先順位です。AとBは、そのついでみたいな話です。

Cは、さっきも言ったように、これはやるべきこととしたら、まず国税関係に関するものは何かということ把握する。そして、改ざんできない措置を施す。そして、要件は5000万円で検索要件を具備するかどうかを把握する。要らなければ要らないでしょうし、要るんであれば、日付・金額・取引内容です。プリンター、モニターは絶対に必要ですから。

改ざんできない措置のお話なんですけど、さっきちょっとお話したんですけど、タイムスタンプの場合に関しては、今まで2日から、2カ月とおおむね7日になりました。書類を預かってから、今までは2日以内にタイムスタンプを付せていうふうになってた要件が、2カ月とおおむね7日だったので、かなり緩くなりました。ずっと放置していて、タイムスタンプ、付そうぐらいな感じでもよくなったってことです。タイムスタンプを付す場合。

あとは、さっきも言ったようにお金がかからない方法っていう形で、訂正または削除の防止の規程っていうのが国税局のホームページにあるので、それをダウンロードして自分の会社用に書き換えてしまうというのが一番簡単です。これを使うことによって、訂正または削除に関して、改ざんできない措置を施しているという形になるので、お金がなくてできるよということが4番のお話になります。

今、説明したんですけど、電子化するメリットの話です。紙の保存から電子データの保存という話になるんですけど、ある企業さんなんですけど、うちの企業さんでも一番大きな企業さんは、結構な紙の量なんです。結構な紙の量です。こんなに広くはないんですけど、でも倉庫を借りていて、7年分の書類の量とったら、やっぱりすごい量になるんです。そういうのを保管したりとか、そこから紙を見たいとかっていう話になったときに、どこに何があるかっていうのは、やっぱり紙だと難しいです。でも、それを例えばスキャンしてデータ化しておくことによって、すぐに取り出すことができますし、また、電帳法の適用さえ満たしていれば、その紙を捨てても別にいいわけですから、倉庫の保管料とかも減るっていうことになります。ということで、電帳法の適用自体を満たすという形で言えば、紙保存から電子保存にしていくのが絶対必要な流れだと思います。

2番はテレワークの後押しっていうふうにしたんですけど、コロナで一気に最近移ったと思うんです。セミナーもこうやってまた、お話を対面でさせてもらうことも多くなったんですけど、当時はZoomとかでやることもかなり多かったです。インターネットを介して遠くの人としゃべるなんていうことも結構あったりとかして、そういうのっていうのは、やっぱりどんどん普及していくことによって利便性が高まっていくと思うんです。同時に、法律的にはちゃんとそ

うところは決めておかないといけないというところで、今回こういう形になっているとは思いますが、でも、やってる企業とやってない企業だと、そこは差別化の要因には必ずなっていくと思うんです。

なので、しつこいようですけども、3番のやつは義務なので、そこはちゃんと満たすんですけども、そこからさらにAとかBとかについてもちょっとずつやれるようであれば、やっていったほうがいいです。

あとは、3番の個人事業者の話に関しては、これは任意の話です。よくある質問で、青色申告控除っていうのが個人事業者さんでは控除が認められるんですけども、要件としては優良な電子帳簿の保存、もしくは電子申告の話になるんです。なので、電子申告って今、マイナンバーカードっていうのがあって、それで申告できるようになってきているので、優良な電子帳簿の保存のほうをしなかったとしても、電子申告だけでいけるので、そっちのほうが楽ちんです。なので、いずれかでいいので、どちらも両方とも満たさなきゃならないと思ってらっしゃる方も結構いらっしゃると思うんですけども、そうではないよっていうお話です。ただ、そもそも55万受けられる人じゃないと65万は受けられないので、複式簿記をやって貸借対照表、損益計算書が作れることが前提条件になります。

ということで、まとめです。電子取引に係るものが、もう令和6年の1月1日からです。絶対決まってくるので、電子取引とは何ぞやっていうことを今一度、理解していただいて、そして、電子取引に係るものっていうのをピックアップした上で、まず今のA、その部分にも対応しましょう。どういうふうに対応するかというと、一番対応しなきゃならないのが、改ざんできない措置はどうやって施すのか、IT業者さんを使ってタイムスタンプを付すのか。もしくは時刻証明機能を使うような形のIT業者さんの所に保存するような仕組みをつくるのか。もしくは、国税局にあるような規程を使って、自社内でその規程を遵守させるのか。これらをやることによって改ざんできない措置をまずクリアすると。

あとは、売上金額で5000万円を超えるような企業さんに関しては、検索要件の具備は絶対必要です。日付や金額や取引先の名前とかを検索できるような形にすると。いずれにせよ電子取引の部分に関して、ぎっちりやるっていうことです。かつ、さっきも言ったように電子取引だけでなく、余力があるのであればリモートワークの推奨にもなりますし、それから倉庫の保管もコストとかっていう部分に関しても削減できるので、AとかBとかの部分もやったほうがいいのかというふうに思います。

それが、要はできている企業とできてない企業の差別化につながりますし、ここにもちょっと書いたんですけども、経営の強みになるんじゃないかなというふうに思います。なので、電帳法に関しては、なんでもかんでもやらなきゃならないっていうわけではないっていうことは分かっていたとは思いますが、強制的な部分は必ずやりましょう。もちろん、あと二十何日、あと30日ぐらいあるので、また宥恕されるかもしれないんですけど、宥恕されないことを前提条件に6年の1月1日から進めてくださいっていうお話になります。ということで、駆け足

になりましたが以上となります。ご清聴ありがとうございました。